

国立教員養成大学・学部における「介護等体験」単位化の実態

—「介護等体験」の主体性確立を目指して—

小川裕子*

The Study on Organizing “Nursing Care Experiences to Acquire Teacher’s License” in Teacher Education Curriculum of National Faculty

—The Autonomy of “Nursing Care Experiences to Acquire Teacher’s License”—

Hiroko OGAWA

The purpose of this paper is to clarify how to organize “Nursing Care Experiences to Acquire Teacher’s License” in teacher education curriculum of national faculty. In 46 faculties, 11 organized experiences in both social service facilities and schools for handicapped children, 4 organized only experiences in schools for handicapped children, and 4 organized only the study before (and behind) experiences.

キーワード：介護等体験 社会福祉施設 特別支援学校 事前指導 事後指導 単位化

1. はじめに

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係わる教育職員免許法の特例に関する法律（1997年法律90号）」が成立し、1998年度以降の入学生から、小・中学校教員免許取得に当たっては、従来のように教育職員免許法に定められた単位を修得することに加え、「介護等体験」が必須の要件となった。この状態、すなわち、「介護等体験」が教員免許法に明確に位置づけられないまま、同時に免許取得には必須の要件であるという曖昧な事態は、10年を経た今日もまったく変更されないまま、実施されている。

このような事態に対して、教師教育や福祉教育を考える学会においてはどのような議論、研究が行われているのであろうか。まず、日本教師教育学会では、「介護等体験」が開始された1998年に、学会大会の課題研究の一つ「教職志望の学生にとっての実習と体験」において議論されている。提言者の一人である船越勝は「教師教育における介護等体験の本来的位置づけを、その本来のコンテキストから問題にし」、「①自己選択、自己決定の余地が少ない『強制』という性格を持つ。②細切れの体験で何が学べるか疑問であり、学校や施設で邪魔者扱いされかねない。③ここで学んだことが教員養成教育にどう生かされるか十分に

検討されていない。④受け入れ側の日常の介護に支障が出たり、草取りや運動会の手伝いなど安上がりな介護の担い手にされかねない等。」の指摘をしたということである。また、その後の討議では、「体験は実習とは違う。ただ単に体験すればいいというものではないが、学生が主体となって行うべきものであり、それが本当の自分を発見したり、教職への適性について考えたり、いろいろな人と出会ったりする機会になればよい。」といった意見交換が行われたということである¹⁾。

その後、当学会大会の課題研究等において取り上げられた記録はないが、年報における「介護等体験」に関わる論考として、以下の2本の実践報告と研究論文があった。この内実践報告は山本浩史による「福祉教育実践力の基礎を養成する『介護等体験』の試行—介護老人保健施設からの実践提起—」である。本実践報告では、学校での福祉教育推進のために「介護等体験への取り組みは、施設だけでは限界がある。（中略）大学の（教員養成の（筆者追記）カリキュラムと連結させた取り組みが求められる。」²⁾と主張している。研究論文は、作田良三による『「社会人としての資質能力」の向上に対するボランティア活動の効果」である。この調査研究では、「社会人としての資質能力」を育てるための諸活動として「介護等体験」やボランティア活動、その他を挙げて、それぞれの重要度を比較考察して

* 家政教育講座

いる。「介護等体験については、本稿で設定した『社会人としての資質能力』に関していえば、ボランティア活動が『対人関係能力』や『知的活動力』を高めているのに対して、介護等体験の目的に関わる『対人関係能力』に対してさえも有意な影響力を示してはいなかった。」³⁾という。これは、現体制における「介護等体験」の曖昧さの表れの一つと言えるだろう。

次に、日本福祉教育・ボランティア学習学会での取り組みに注目する。本学会大会における自由研究発表では、「介護等体験」に関わる研究発表が1998年の第4回大会から始まっている。その後、2003年の第9回大会において「介護等体験の学びと支援システム」という課題別研究プロジェクトを発足させ、社会福祉施設における体験を中心に、大学等の学生を送り出す立場、受け入れる施設の立場、さらに、両者の仲介役である社会福祉協議会の立場や学習主体である学生の立場を含め、集中的に研究を進め、その成果を当学会年報第10号にまとめている。その中で、山本浩史による介護等体験の課題は、以下の通りである。①介護等体験実施の目的が不明確、②義務的に取り組む姿勢が問題（大学・学生・施設とも）、③体験内容の曖昧さ（何をどう体験するのか、施設に丸投げ）、④送り出す体制（大学の教員養成カリキュラムの中での位置づけや体験を振り返る場の確保など）と受け入れる体制の不十分さ（施設は教育の場ではない）、である。以上をまとめて、山本は「介護等体験そのものに『主体性』が存在していない」⁴⁾と指摘している。

さらに、日本教育大学協会『教科教育学研究 第23集』には、特別支援教育に関する研究において介護等体験について言及した、河合康らによる研究報告⁵⁾があった。ここでは、教員養成系大学のカリキュラムにおいて、特別支援教育専攻以外の学生に対する特別支援教育関連科目の設定に関して、①教員養成系国立大学の教職科目、②受講生の科目に対する意識、③学校教員の科目設定に関する意識という3点についての調査結果がまとめられている。それによると、受講学生の意識・関心や現場教員の必要性についての意識は高い一方で、現実には特別支援教育専攻以外の学生に対する特別支援教育関連科目が十分設定されているとはいえない実態が明らかになっている。そして今後は、特別支援教育関連科目と「介護等体験」をどのように接続を図っていけばよいのかが検討課題であるとしている。

2. 本研究の目的

以上のように、「介護等体験」は、曖昧な部分を残したまますでに10年間実践される中で、福祉教育や特別支援教育との繋がりが見えてきた段階にある。しかしながら、先行研究をみても、それを大学のカリキュラムの中で「単位化する必要」を指摘する研究者はいるものの、実態として単位化されているかどうかについて、まだ明らかにされていない状態にある。単位化することは、大学・学部が「介

護等体験」を教員養成のカリキュラムの中で必要であると認めることであり、大学・学部の「介護等体験」に対する主体性を示すものとする。

そこで、本研究においては、「介護等体験」の実施概要と共に、その単位化の実態を明らかにすることを目的とする。その際、小学校、中学校の教員養成課程を有する大学・学部は全国に多数存在するが、まず、国立大学の教員養成大学・学部限定して実施する。それは、これらの大学（前身を含む）は、戦前・戦後を通して、各都道府県の小・中学校の教員養成に実績と責任を持つ存在であるからである。また、筆者がその一つの大学に長年勤務しており、事情を比較的把握し易いという理由もある。

3. 調査の概要

「介護等体験」の単位化に関するアンケート調査は、以下のように実施した。

- ① 実施時期：2007年7～8月
- ② 調査対象：国立大学教員養成大学・学部（分校を含む）計52校（分校5を含む）
- ③ 回収数：46校（分校5を含む）、回収率88.5%
- ④ 調査方法：アンケート用紙郵送法

4. 調査結果と考察

「介護等体験」は、1997年11月の文部省通達⁶⁾において、「7日間の内訳については、社会福祉施設5日間、特殊教育諸学校2日間とすることが望ましい」とされている。したがって、その実態について、以上2種の体験施設ごとに明らかにする。また、それぞれにおける体験と共に、その事前指導、事後指導等の実施の有無について明らかにする。ただし、本調査研究では事前指導、事後指導の詳細は明らかにしなかった。ここでいう「事前指導」⁷⁾とは、2007年度に本学で実践された内容である「体験の概要説明と諸注意、社会福祉施設の管理者と障害当事者による講話または特別支援学校の管理者による講話」で、各体験前に2時間程度実施するものを想定している。なお、体験後については、本学では社会福祉施設と特別支援学校の双方の体験共に1週間以内に「レポート」（800字程度の「体験報告レポート」）提出を課している。また、「事後指導」は実施していない。想定される「事後指導」⁸⁾としては、教育実習の事後指導の例から、関係者（事前指導の講師とは異なる立場にある）による講話等が想定される。ごく一部の学生が小・中学校教員免許を取得する大学・学部と異なり、国立大学教員養成大学・学部では「介護等体験」を行う学生数が毎年数百人規模にのぼるため、このような形が一般的にならざるを得ないと予想される。

以上のような実施概要を明らかにした後、それを踏まえた「介護等体験」の単位化の実態について明らかにする。以上の調査結果については、次ページに各大学（分校）ごとに一覧表にして示した。

表 介護等体験の単位化等に関する回答結果 凡例 ○:実施、×:実施していない、—:(実施しておらず)該当しない

大学名	特別支援学校での体験				社会福祉施設での体験				体験の単位化		
	事前指導	体験	体験レポート	事後指導	事前指導	体験	体験レポート	事後指導	単位化(単位数)	授業科目名	評価方法
A1	○	○	○	×	×	○	○	×	○(2)	教育フィールド研究Ⅲ	5段階評価
A2	○	○	×	×	○	○	×	×	×	—	—
A3	○	○	○	×	○	○	○	×	○(1)、一部の専攻	実践フィールド研究Ⅰ(介護等体験)	今年度から未定
A4	○	○	○	×	○	○	×	×	○(1)、H17年度入学生まで	介護実習	単位認定
A5	○	○	○	○	○	○	○	○	×	—	—
B	○	○	×	×	○	○	×	×	×	—	—
C	○	○	×	×	○	○	×	×	×	—	—
D	○	○	○	○	○	○	○	○	×	—	—
E	○	○	○	○	○	○	○	○	○(2)	教育福祉実習	単位認定
F	○	○	○	×	○	○	○	×	○(2)	教育臨床体験(介護等体験)	単位認定
G	○	○	○	×	○	○	○	×	○(1)H20年度から無単位化	教育実習事前・事後指導	単位認定
H	○	○	○	×	○	○	○	×	×	—	—
I	○	○	×	×	○	○	×	×	×	—	—
J	○	○	○	×	○	○	○	×	×	—	—
K	○	○	×	×	○	○	×	×	○(1)	介護体験実地	単位認定
L	○	○	○	×	○	○	○	×	×	—	—
M	○	○	○	○	○	○	○	○	×	—	—
N	○	○	×	×	○	○	×	×	×	—	—
O	○	○	○	○	○	○	○	○	特別支援学校の体験のみ○	特別支援学校2日間の体験のみ「教育実地研究」の一部として単位に含む	—
P	○	○	○	×	○	○	○	×	×	—	—
Q	○	○	×	×	○	○	×	×	×	—	—
R	○	○	×	×	○	○	○	×	×	—	—
S	○	○	○	○	○	○	○	○	×	—	—
T	○	○	○	×	○	○	○	×	×	—	—
U	○	○	○	×	○	○	○	×	×	—	—
V	○	○	○	×	○	○	○	×	○(2)	介護指導論(講義及び実習)	単位認定
W	○	○	○	○	○	○	○	○	特別支援学校の体験のみ○	特別支援学校2日間の体験のみ「基礎実習」の一部として単位に含む	—、不明
X	×	○	○	×	×	○	○	×	○(1)	教育体験科目Ⅰ	単位認定
Y	○	○	○	×	○	○	○	×	事前指導のみ○(1)	介護等体験実習(事前指導のみ)	単位認定
Z	○	○	×	×	○	○	○	○	×	—	—
a	○	○	○	○	○	○	×	×	特別支援学校の体験のみ○(計1)	実地教育Ⅰ(参加・観察実習)の中の特別支援学校2日間の実習を介護等体験に読み替えている	—、不明
b	○	○	×アンケート	×	○職協主催	○	○	×	×	—	—
c	○	○	○	×	○	○	○	×	×	—	—
d	○	○	○	×	○	○	○	×	×	—	—
e	○	○	○	○	○	○	○	×	特別支援学校の体験のみ○(計1)	教育実習Ⅰ(観察・参加実習)の中の特別支援学校2日間の観察・参加を介護等体験の一部と兼ねることになっている	単位認定、不明
f	○	○	○	×	○	○	○	×	○(1)	介護等体験実習	単位認定
g	○	○	○	×	○	○	○	×	×	—	—
h	○	○	○	○	○	○	○	○	○(1)	介護実践演習	5段階評価
i	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7日間の体験を済ませた者のみに事前・事後指導の単位を与えている	不明
j	○	○	○	○	○	○	○	○	×	—	—
k	○	○	×	×	○	○	×	×	×	—	—
l	○	○	○	×	○	○	○	×	×	—	—
m	×	○	×	×	×	○	○	×	×	—	—
n	—	—	—	—	○※1	○	×	×	○(1)	介護体験	成績評価
o	×	○	×	×	×	○	×	×	×	—	—
p	○	○	○	×	○	○	○	×	○(1)	介護等体験指導(事前指導)	5段階評価

※1: 班別事前指導、全体説明会、基本指導、観察実習、計7日間の実習を、社会福祉施設でのみ実施している。

(1) 「介護等体験」の実施概要

1) 特別支援学校（2007年より「特殊教育諸学校」を改名）における体験

46大学の内、1校を除く45大学で特別支援学校における介護等体験が実施されていた。特別支援学校での介護等体験を実施していないn大学では、社会福祉施設での体験を7日間実施している。また、特別支援学校における介護等体験を実施するに当たって、「事前指導」を実施しているのは42大学（93.3%）、実施していないのは3大学であった。体験後に「レポート」を課している大学は32大学（71.1%）、課していない大学が12大学、レポートではなく「アンケート」を課している大学が1校であった。「事後指導」については、実施している大学は12校（26.7%）であり、これらの大学では同時に「レポート」も課していた。その他の33大学（73.3%）では「事後指導」を実施していない。

すなわち、特別支援学校における介護等体験はほとんどすべての大学で実施している。「事前指導」は9割を超える大学が実施しているものの、体験後には「レポート」を課す大学が7割、その上に「事後指導」を実施している大学は3割弱であった。

2) 社会福祉施設における体験

社会福祉施設における介護等体験は、回答した46大学すべてで実施していた。前述したように、7日間の介護等体験のすべてを、社会福祉施設で実施する大学も1大学ある。また、体験を実施するに当たって、「事前指導」を実施しているのは42大学（91.3%）、実施していないのは4大学であった。体験後に「レポート」を課している大学は34大学（73.9%）、課していない大学が12大学であった。さらに、「事後指導」は11大学（23.9%）で実施しており、これらの大学では「レポート」も同時に課していた。35大学（76.1%）では「事後指導」を実施していない。

すなわち、社会福祉施設における介護等体験は、すべての大学で実施されている。「事前指導」は9割が実施し、体験後にレポートを課す大学が7割強、その上「事後指導」まで実施している大学は2割強という実態であった。

(2) 「介護等体験」単位化の実態

以上のように実施されている「介護等体験」（事前・事後指導を含む）について、一部でも単位化している大学は、計19大学（41.3%）であった。このうち、特別支援学校と社会福祉施設の双方における体験を単位化している大学は11（23.9%）である。この他に、「特別支援学校における体験のみ」を単位化している大学が4、「事前指導（事後指導）のみ」を単位化している大学が4あった。

これらの結果から、教員養成大学において「介護等体験」（一部を含む）を単位化しているのは全体の4割を占めているが、社会福祉施設における体験を単位化しているのは2割強に過ぎない。体験日数の多い社会福祉施設における体験は単位化せず「特別支援学校における体験のみ」を、また、大学で実施する「事前指導（事後指導）のみ」を単

位化しているケースが少なくないことがわかった。

そして、「特別支援学校における体験のみ」を単位化している大学（O、W、a、e）の授業科目名を見ると、「教育実地研究」「基礎実習」「実地教育Ⅰ（参加・観察実習）」「教育実習Ⅰ（観察・参加実習）」と、すべてが教育実習と同種の科目名であることが注目された。これらの科目は、2000年頃から各地で積極的に実践・研究が進んでいる「教員養成カリキュラム」の中で、入学して間もない学生達に学校現場を体験させて課題意識を持たせるといった目的で開設されたものである。この科目（の一部を含む）に、特別支援学校における介護等体験を含めて、単位化を図っているというわけである。なお、これらの4大学では、特別支援学校での体験の後、いずれも事後指導を実施していた。すなわち、一部の大学・学部ではあるが、すでに「介護等体験」の中でも特別支援学校における体験は、教員養成カリキュラムの中で、教育実習の一環として中心的な授業科目として位置づけられていることがわかった。

また、「介護等体験」について一部でも単位化している大学19校中2校は、すでに単位化を取り止めることを決定していた。これは、大学審議会で指摘されたキャップ制⁹⁾を意識した対応によると推測される。

5. まとめ

本研究では、発足時から制度的に曖昧な部分を含むことが指摘されながら、既に10年以上が経過している「介護等体験」（事前・事後指導を含む）について、国立教員養成大学・学部における単位化の実態を明らかにした。その結果、「介護等体験」を単位化した大学は4割を占め、社会福祉施設での体験は2割強、特別支援学校での体験は3割強、事前・事後指導のみを単位化している大学が1割弱である。体験日数は少ないにもかかわらず社会福祉施設より特別支援学校での体験の方が単位化が若干進んでいる。そして、特別支援学校における体験だけを単位化している4大学（約1割を占める）における、その授業科目名は、いずれも教育実習の一部（参加・観察）に当たる科目であった。これは、「介護等体験」の体験の一部が、教員養成カリキュラムの中のコア部分に組み込まれていると捉えることができる。このことは、「介護等体験」の趣旨、目的から問い直されるべき問題とも言えるが、そこには単位化してカリキュラムの中に位置づけた大学・学部の、「介護等体験」（特別支援学校における体験）に対する主体的な捉え直しの判断があったことも事実であろう。

先に「介護等体験」に関する先行研究について触れたところで、福祉教育の推進を考えている学会関係者から福祉教育実践力の基礎を養成するという方向での検討が始まっていること、特別支援教育の関係者から特別支援教育専攻以外の学生に対する特別支援教育関連科目との関連を課題としていることを述べた。今日の国立教員養成大学・学部の中には、教員免許取得を卒業要件としない課程（ゼ口免）を有するところが多く、その中には福祉専攻の課程

を設置したところもある。また、特別支援教育専攻を有する大学・学部も数多い。今後は、これらの専攻に所属する福祉や特別支援教育の研究者にも参加してもらい、教員養成課程の学生にとっての「介護等体験」の目的、意義を問い直し、各々の大学・学部にあわせた形で、単位化＝カリキュラムの中で位置づけることを追求することが必要なのではないだろうか。それは、教員養成大学・学部として「介護等体験」に主体性を確立することと言えよう。

謝辞 本調査研究は、筆者が本学の2007年度介護等体験実施委員会委員長を務めたときに、委員会として実施したものである。委員会の先生方、そして調査に協力していただいた全国の教員養成大学・学部に感謝致します。

註

- 1) 佐々木俊介「課題研究2 教職志望の学生にとっての実習と体験」、日本教師教育学会年報、第8号、1999年、pp.165,166
- 2) 山本浩史「福祉教育実践力の基礎を養成する『介護等体験』の試行—介護老人保健施設からの実践提起—」、日本教師教育学会年報、第12号、2003年、pp.139-149
- 3) 作田良三「『社会人としての資質能力』の向上に対するボランティア活動の効果」日本教師教育学会年報、第16号、2007年、pp.119-129
- 4) 山本浩史「高齢者福祉施設の立場からみた介護等体験」、

日本福祉教育・ボランティア学習学会年報、Vol.10、2005年、p.215、1.4,5

- 5) 河合康他「教員養成系大学の学部カリキュラムにおける障害児教育専攻以外の学生に対する障害児教育関連科目の設定のあり方に関する研究」、日本教育大学協会『教科教育学研究』、第23集、2005年、pp.253-275
- 6) 文部省「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係わる教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について（通達）」、1997年11月
- 7) 「事前指導」について、大阪府社会福祉協議会が、体験を申し込んできた180大学を対象に実施した調査結果（回答は80大学）によれば、事前学習の内容として「体験の態度及び心構え」「一般的な社会福祉施設の概要説明」「介護に関わる施設職員の話」などは多くの大学で取りあげているが、時間数にはかなり幅があるようである。（青木美知子他「介護等体験における中間支援組織の役割Ⅰ」、日本福祉教育・ボランティア学習学会年報、Vol.10、2005年、p.186-197）。
- 8) 「事後指導」については、一人ひとりの体験を振り返る機会と考えるが、学生数の規模によっては実施は困難である。7)の調査では、2割程度の大学で「学生同士の意見交換」を行っているという結果であった。
- 9) キャップ制とは、一定期間内に履修出来る単位数を制限する制度である（大学審議会、大学教育部会、1998年4月、第95回議事録）